**会費免除申請書**

（送信先：会計担当　山本隼平　宛　Fax:06-6316-7312）

|  |  |
| --- | --- |
| 令和　　年　　月　　日  一水会幹事長　倉　橋　　忍　殿  私は、下記の事由により、令和４年度の一水会会費の免除を申請いたします。 | |
| ふりがな  氏　名 | 登録番号（　　　　　　）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  （修習期：　　　期） |
| 事務所・  勤務先名 |  |
| 事務所・  勤務先所在地 | 〒　　　　－  電話　　　　　　　　　　　　FAX  E-mail: |
| 免除申請事由 | 一水会会則第５条の２の運用準則　第１項（　　）に該当するため。  【免除申請事由】※以下、具体的にお書きください。 |

一水会会則第５条の２運用準則

幹事長は，幹事会の意見を聞いた上で，一水会会則第５条の２の運用準則を以下のとおり定める。

1. 幹事長は，次の各号のいずれかに該当する会員について，当該事由が生じる会計年度にかかる会費を免除することができる。
2. 会計年度中に新たに入会した会員。１０月１日以降に再入会した会員
3. ９月３０日までに退会した者
4. 会計年度中６か月以上の期間につき，大阪弁護士会の会費（特別会費を含む。以下同じ）の減免を受けた会員。ただし，当該会計年度の末日までに，大阪弁護士会の会費の減免を受けた場合に限る。
5. 出産、２才に満たない子の育児，又は親族の介護のために，会計年度中６か月以上の期間，弁護士業務の執務を行わない会員
6. 海外に留学し，又は海外にて勤務して，会計年度中６か月以上の期間，本邦に在留しない会員
7. .会費免除を申請しようとする者は，幹事長に対して，当該事由が生じる会計年度の末日までに申請しなければならない。ただし，会員が前項（１）若しくは（２）に該当するとき，又は会員に会費免除の申請をすることができないやむを得ない特段の事情があると認めるときは，幹事長は，申請がなくても会費を免除することができる。
8. .幹事長は，必要と認めるときは，会費免除を申請した者に対し，疎明資料の提出を求めることができる。
9. .幹事長は，第１項各号のいずれかに該当する者が，既に会費を納めていたときは，当該会計年度の末日までに会費免除の申請があった場合に限り，当該会計年度にかかる納付済みの会費を返還することができる。
10. .幹事長が，本準則を改正するときは，予め幹事会の意見を聞かなければならない。

附則（平成３０年４月１日）   
　本運用準則は，平成３０年４月１日から施行する。

附則（平成３０年９月５日）  
　第２項の改正規定は，平成３０年９月５日から施行する。

附則（令和３年８月３日）  
　産休も育休等と同様の会費免除対象とするため、第１項（４）の冒頭に「出産」を追記改正した。  
　同改正規定は、令和３年８月３日から施行する。